

参考

山梨県地域別及び特定（産業別）最低賃金額等の推移

最低賃金件名	年 項目	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
【地域別最低賃金】																	
山梨県最低賃金 (新設:昭和47年)	時間額	690	695	706	721	737	759	784	810	837	838	866	898	938	988	1,052	1,113
	引上額	1	5	11	15	16	22	25	26	27	1	28	32	40	50	64	61
	引上率	0.15	0.72	1.58	2.12	2.22	2.99	3.29	3.32	3.33	0.12	3.34	3.70	4.45	5.33	6.48	5.80
【特定最低賃金】																	
山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 (新設:昭和63年)	時間額	793	798	806	819	834	851	869	890	913	914	934	959	997	1,047	1,100	改正審議中
	引上額	4	5	8	13	15	17	18	21	23	1	20	25	38	50	53	
	引上率	0.51	0.63	1.00	1.61	1.83	2.04	2.12	2.42	2.58	0.11	2.19	2.68	3.96	5.02	5.06	
山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金 (新設:平成元年)	時間額	801	806	815	828	843	857	875	896	918	919	938	961	971	1,029	1,089	令和8年の改正はありません。 R8.11.1からは、1,113円が適用されます。
	引上額	3	5	9	13	15	14	18	21	22	1	19	23	10	58	60	
	引上率	0.38	0.62	1.12	1.60	1.81	1.66	2.10	2.40	2.46	0.11	2.07	2.45	1.04	5.97	5.83	